平成 20 年

万 No. 536



http://www.vill.iitate.fukushima.jp



ご確認下さい!

★年金からの保険料の徴収対象の方

年金から保険料が徴収される前に、年金からの差引を開始することを お知らせする通知書が届きます。

★年金からの保険料の徴収が行われない方

納付書が送付されますので、今までどおり納付書または納税組合、 口座振込等で納入をしてください。

○年金や保険税について、詳しくは住民課住民係(電話42−1617)まで、

〇国民健康保険の内容については、健康福祉課健康係(電話42-1619)まで それぞれお問い合わせください。



▲検討会のようす

統合診療所整備検討委員

(敬称略・順不同)

鈴木 典夫(福島大学准教授)

齋藤 政行(行政区長会)

眞弘 (教育委員)

賢(PTA連合会)

洋子(子育てサポーターの会)

正男 (老人会) ツネ (婦人会)

赤石澤幸子 (国保運営協議会)

高橋惠美子 (保健協力委員会)

公子(包括支援センター)



▲菅野村長(右)へ答申する鈴木典夫委員長(左)

の方が委嘱され 療所整備検討委員会」 年5月8 委員

申が出される予定です。さらに次の三点について諮問 選任されました 員長には行政区長会長の齋藤政行さんには福島大学の鈴木典夫准教授が、副 運営形態を公設民営とす

会では、 診療所とす

でいまると

基本的な機能についついて

諮問

れる医療機関とする医療体制を担保し、 ただし、経営悪化等形態が望ましい 療体制を担保し、寸弓り雪雪……一)の契約期間を設定するなど安定した配される面もあるので、長期(10年以 配される面もあるので、 が出され

| 放設(建物等)整備は村で、運 整備は村 ま で、 地区

「運営形態を公設民営とす ること

国民健康保険税の

平成20年 10月から

年金特別徴収がスタートします

国民健康保険に加入する65歳~75歳未満の世帯主の方の保険税は、原則10月 に支払われる年金から保険税をお支払いただくことになります。 これは、次の趣旨で、全国的に実施されるものです。

①被保険者の皆様に、個別に金 融機関等の窓口でお支払いただ くなどの手間をおかけしないよ うにすること

②保険税の徴収に係る行政の コストを省くこと

- ●年金から徴収となる対象の方は次のイ・ロ・ハの全でに 該当する方です
- 世帯主が国民健康保険の被保険者になっていること
 - ・世帯主が会社の健康保険や共済組合の加入者、75歳以上で 後期高齢者医療制度の加入者である場合は該当しません。
- ロ 世帯内の国民健康保険の被保険者の方全員が65歳以上75歳未満であること 例えば…

世帯主が65歳~75歳未満の国保の方で

- ★65 歳未満の国保の被保険者の方がいる場合★
- → 世帯の国保全員が65歳~75歳未満ではありませんので該当しません
- ★65 歳未満の方全員が国保以外(社会保険等)の場合★
- → 社会保険等に加入している人は対象から除き、国保に加入している人が65歳以上 75 歳未満かどうかで判断しますので該当します
- ※ 75歳以上の方は後期高齢者医療制度に加入しますので判断の対象からは除きます。
- ハ 特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であり、国保税が介護保険料と 合わせて年金額の1/2を超えないこと。

整備

3 広報 いいたて 広報 いいたて 2